

# 山口県報

平成28年  
3月29日  
(火曜日)

## 目次

- 規則  
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第一条第二項の規定に基づき特定事業主等を定める規則(人事課).....一
- 山口県工事執行規則の一部を改正する規則(技術管理課).....一
- 告示  
私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定(学事文書課).....二
- 歳入の収納の事務の委託(文化振興課).....二
- 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課).....二
- 道路の区域の変更(道路整備課).....三
- 岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三
- 岩国南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....四
- 周南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....四
- 田布施都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....五
- 公告  
農業委員会ネットワーク機構の指定(団体指導室).....六
- 下関都市計画道路事業の施行(都市計画課).....六
- 周南都市計画道路事業の施行(都市計画課).....六
- 企業管理規程  
山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程.....六



女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第一条第二項の規定に基づき特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

### 山口県規則第三十号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第一条第二項の規定に基づき特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百十八号)第一条第二項に規定する規則で定める地方公共団体の機関、その長又はその職員は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項に規定する規則で定める職員は、同表の上欄に掲げる地方公共団体の機関、その長又はその職員ごとに、それぞれ、同表の下欄に掲げる職員とする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会が任命する職員
内水面漁場管理委員会	内水面漁場管理委員会が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員

#### 附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第三十一号

山口県知事 村岡 嗣政

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則(昭和四十九年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第六号中「又は知事」を削る。  
第四十四条第五項中「附則第三条第二項各号」を「附則第三条第三項各号」に改める。

第四十四条第十項、第四十六条第三項及び第五十一条中「年二・九パーセント」を「年二・八パーセント」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条第六号及び第四十四条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。



山口県告示第九十七号

私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号。以下「法」という。)第十四条第三項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人(法附則第二条第一項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者を含む。以下同じ。)が同条第二項の規定により知事に届け出る平成二十八年以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に關する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成二十八年分以後の監査報告書について適用する。

私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定(昭和五十二年山口県告示第四十四号)は、平成二十八年三月三十一日限り、廃止する。ただし、平成二十七年分の監査報告書については、なお従前の例による。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 当該年度における会計制度の整備及び運用の状況
- 二 学校法人会計基準(昭和四十六年文部省令第十八号)の定めるところに従って、当

該年度における会計処理が行われ、当該年度の財務計算に關する書類(活動区分資金収支計算書を除く。)が作成されているかどうか。

山口県告示第九十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 委託に係る取扱歳入金の種類

- 美術館における美術品等の観覧料
- 美術館における図録等の売払代金

二 委託を受けた者の名称及び所在地

- サントリーパブリシティサービスグループ
- 東京都千代田区永田町二丁目一三番五号

三 委託の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間

山口県告示第九十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区	住 居	発 起 人	所 氏 名
三隅町加入区	長門市三隅下三七一九	石村 光嚴	山口県漁業協同組合
〃	〃	上田 勉	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合
〃	〃	〃	〃

三隅町加入区 長門市三隅下三七一九 石村 光嚴 山口県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦覧 縦覧場所  
 三隅町加入区 平成二十八年三月二十九日から同年四月十二日まで  
 山口県漁業協同組合

山口県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道  
 路線名 美祢油谷線  
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
美祢市大嶺町奥分字相行一五七五地先から 同市大嶺町奥分字上菅島三三八の二地先まで	旧	最狭 五・五〇 最広 五・五〇	一、八五四・八	
美祢市大嶺町奥分字相行一五七五地先から 同市大嶺町奥分字小井手三四地先まで	新	最狭 六・〇〇 最広 一・一七〇 及び 一・一七〇	三三〇・五 及び 二〇七・〇	ダブルウェイ
美祢市大嶺町奥分字相行一六二六の一地先から 同市大嶺町奥分字相行沖二〇〇の一地先まで	新	最狭 五・五〇 最広 三・三〇	一八〇・〇	
美祢市大嶺町奥分字相行沖二〇〇の一地先から 同市大嶺町奥分字上菅島三一一の一地先まで	新	最狭 三・〇〇 最広 三・〇〇	一〇八・〇	ダブルウェイ

道路の種類 県道  
 路線名 下関川棚線  
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
下関市大字吉見上字宮の前三七九の一地先から 同市同大字字道の下八九四の一地先まで	旧	最狭 二・八・九 最広 二・八・九	一、五四六・四	
下関市大字吉見上字宮の前三七九の一地先から 同市同大字字道の下八九四の一地先まで	新	最狭 六・九〇 最広 二・八・五 及び 五・一・三	一、四二六・九 及び 四二〇・〇	ダブルウェイ

山口県告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 施行者の名称  
岩国市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
岩国都市計画下水道事業岩国市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和二十七年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地

岩国市元町二丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、立石町一丁目、立石町二丁目、立石町三丁目、新港町二丁目、新港町三丁目、錦見二丁目、錦見三丁目、錦見六丁目、錦見八丁目、麻里布町一丁目、麻里布町四丁目、麻里布町五丁目、麻里布町七丁目、今津町二丁目、室の木町一丁目、山手町一丁目、装束町一丁目、装束町二丁目、装束町三丁目、装束町四丁目、装束町五丁目、装束町六丁目、新港町一丁目

丁目、新港町四丁目、新港町五丁目、立石町四丁目、砂山町一丁目、砂山町二丁目、飯田町二丁目、飯田町三丁目、桂町一丁目、桂町二丁目、元町一丁目、元町三丁目、元町四丁目、麻里布町二丁目、麻里布町三丁目、麻里布町六丁目、室の木町一丁目、室の木町三丁目、室の木町四丁目、室の木町五丁目、錦見一丁目、錦見四丁目、錦見五丁目、錦見七丁目、岩国一丁目、岩国二丁目、岩国三丁目、岩国四丁目、日の出町、三笠町一丁目、三笠町二丁目、三笠町三丁目、今津町一丁目、今津町三丁目、今津町四丁目、今津町五丁目、今津町六丁目、川口町一丁目、川口町二丁目、山手町二丁目、山手町三丁目、山手町四丁目、牛野谷町一丁目、牛野谷町二丁目、牛野谷町三丁目、門前町一丁目、門前町二丁目、門前町三丁目、門前町四丁目、門前町五丁目、尾津町一丁目、尾津町二丁目、尾津町三丁目、尾津町四丁目、尾津町五丁目、平田四丁目、平田五丁目、平田六丁目、南岩国町一丁目、南岩国町二丁目、南岩国町三丁目、南岩国町四丁目及び灘町

山口県告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称  
岩国市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
岩国南都市計画下水道事業岩国市公共下水道
- 三 事業施行期間  
平成十二年十一月二十一日から平成三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地  
岩国市由宇町港一丁目、港二丁目、港三丁目、中央一丁目、中央二丁目、南一丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南五丁目、南沖一丁目、南沖二丁目、南沖三丁目、南沖四丁目、千鳥ヶ丘一丁目、千鳥ヶ丘二丁目、千鳥ヶ丘三丁目、西一丁目、西二丁目、西三丁目、字由宇崎及び字長祖生

山口県告示第百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称  
下松市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
周南都市計画下水道事業下松市公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和四十六年十月二十九日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地  
下松市東陽一丁目、東陽二丁目、東陽三丁目、東陽四丁目、東陽五丁目、東陽六丁目、東陽七丁目、葉山一丁目、葉山二丁目、若宮町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、旗岡一丁目、旗岡二丁目、旗岡三丁目、旗岡四丁目、旗岡五丁目、琴平町一丁目、琴平町二丁目、青柳一丁目、青柳二丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、古川町一丁目、古川町二丁目、古川町三丁目、古川町四丁目、北斗町、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、東柳一丁目、東柳二丁目、西柳一丁目、西柳二丁目、中央町、生野屋一丁目、生野屋二丁目、生野屋三丁目、生野屋四丁目、生野屋五丁目、生野屋南一丁目、生野屋南二丁目、生野屋南三丁目、生野屋西一丁目、生野屋西二丁目、生野屋西三丁目、生野屋西四丁目、南花岡一丁目、南花岡二丁目、南花岡三丁目、南花岡四丁目、南花岡五丁目、南花岡六丁目、南花岡七丁目、美里町一丁目、美里町二丁目、美里町三丁目、美里町四丁目、清瀬町一丁目、清瀬町二丁目、清瀬町三丁目、清瀬町四丁目、望町一丁目、望町二丁目、望町三丁目、望町四丁目、望町五丁目、瑞穂町一丁目、瑞穂町二丁目、瑞穂町三丁目、瑞穂町四丁目、潮音町一丁目、潮音町二丁目、潮音町三丁目、潮音町四丁目、潮音町五丁目、潮音町六丁目、潮音町七丁目、潮音町八丁目、桃山町、星が丘一丁目、星が丘二丁目、星が丘三丁目、桜町一丁目、桜町二丁目、桜町三丁目、藤光町一丁目、藤光町二丁目、楠木町一丁目、楠木町二丁目、駅南一丁目、駅南二丁目、新川一丁目、新川二丁目、新川三丁目、新川四丁目、中市一丁目、中市二丁目、大字切山、大字山田、大字生野屋、大字河内、大字末武上、大字末武下、大字西豊井、大字東豊井、大字末武中、大字平田、大字巻巻及び大字瀬戸

一 施行者の名称

周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画下水道事業周南市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十三年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

周南市城ヶ丘二丁目、城ヶ丘三丁目、城ヶ丘四丁目、城ヶ丘五丁目、平原町、桜木二丁目、桜木三丁目、孝田町、周陽一丁目、周陽二丁目、周陽三丁目、瀬戸見町、花陽一丁目、花陽二丁目、五月町、横浜町、遠石一丁目、遠石二丁目、遠石三丁目、若草町、青山町、東山町、松保町、清水町、辻町、舞車町、慶万町、河東町、速玉町、江の宮町、秋月一丁目、秋月二丁目、秋月三丁目、秋月四丁目、大内町、楠木一丁目、楠木二丁目、扇町、泉原町、上遠石町、鼓海一丁目、鼓海二丁目、鼓海三丁目、岐南町、花畠町、那智町、住崎町、鐘楼町、千代田町、築港町、晴海町、岡田町、住吉町、原宿町、今住町、入船町、徳山港町、西松原一丁目、西松原二丁目、西松原三丁目、西松原四丁目、権現町、江口一丁目、江口二丁目、江口三丁目、南浦山町、新地一丁目、新地二丁目、新地三丁目、川崎一丁目、川崎二丁目、川崎三丁目、西千代田町、清水一丁目、清水二丁目、道源町、三笹町、川手一丁目、川手二丁目、椎木町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村南町、土井一丁目、土井二丁目、政所一丁目、政所二丁目、政所三丁目、政所四丁目、桶川町、古川町、花園町、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、大神一丁目、大神二丁目、大神三丁目、大神四丁目、大神五丁目、宮の前一丁目、宮の前二丁目、中央町、古市一丁目、古市二丁目、新堤町、坂根町、河内町、日地町、富田一丁目、富田二丁目、平野一丁目、平野二丁目、浜田一丁目、港町、丸山町、温田一丁目、温田二丁目、福川一丁目、福川二丁目、福川三丁目、社地町、福川南町、皿山町、福川中市町、新地町、西桝町、新田一丁目、新田二丁目、上迫町、本陣町、御姫町、若山一丁目、若山二丁目、室尾一丁目、室尾二丁目、開成町、中畷町、羽島一丁目、羽島二丁目、羽島三丁目、かせ河原町、長田町、一番町一丁目、一番町二丁目、一番町三丁目、三番町一丁目、三番町二丁目、三番町三丁目、毛利町一丁目、毛利町二丁目、毛利町三丁目、桜馬場通一丁目、桜馬場通二丁目、桜馬場通三丁目、川端町一丁目、川端町二丁目、柳町、橋本町一丁目、橋本町二丁目、昭通一丁目、昭通二丁目、飯島町一丁目、飯島町二丁目、糞町一丁目、糞町二丁目、平和通一丁目、平和通二丁目、若宮町一丁目、若宮町二丁目、銀南街、銀座一丁目、銀座二丁目、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二丁目、新町一丁目、新町二丁目、児玉町一丁目、児玉町二丁目、

児玉町三丁目、岐山通一丁目、岐山通二丁目、岐山通三丁目、月丘町一丁目、月丘町二丁目、月丘町三丁目、月丘町四丁目、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、代々木通一丁目、代々木通二丁目、御幸通一丁目、御幸通二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、有楽町、梅園町一丁目、梅園町二丁目、梅園町三丁目、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、今宿町一丁目、今宿町二丁目、今宿町三丁目、今宿町四丁目、新宿通一丁目、新宿通二丁目、新宿通三丁目、新宿通四丁目、新宿通五丁目、新宿通六丁目、戎町一丁目、戎町二丁目、戎町三丁目、野上町一丁目、野上町二丁目、都町一丁目、都町二丁目、都町三丁目、初音町一丁目、初音町二丁目、初音町三丁目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、沖見町一丁目、沖見町二丁目、沖見町三丁目、蓮ヶ浴一丁目、蓮ヶ浴二丁目、東北山一丁目、東北山二丁目、北山一丁目、北山二丁目、御山町、浦山一丁目、浦山二丁目、大字久米、大字徳山、大字栗屋、大字櫛ヶ浜、大字大島、大字上村、大字下上、大字夜市、大字戸田、大字湯野、大字富田及び大字福川

山口県告示第四百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、田布施都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

田布施町

二 都市計画事業の種類及び名称

田布施都市計画下水道事業田布施町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成四年二月二十一日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

熊毛郡田布施町麻郷団地、大字麻郷奥、大字麻郷、大字波野、大字下田布施、大字大波野及び大字宿井



(一) 農業委員会ネットワーク機構の指定  
農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第三十一条第二項の規定により、次のとおり農業委員会ネットワーク機構の指定をしました。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 名称 山口県農業会議
- 二 住所 山口市大手町九番一―号
- 三 事務所の所在地 山口市大手町九番一―号

(二) 下関都市計画道路事業の施行

下関都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示(平成二十八年中国地方整備局告示第二十三号)があつたので、次のとおり公告します。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
下関都市計画道路事業三・三・九長府綾羅木線  
下関都市計画道路事業三・五・二十九勝山安岡線
- 二 施行者の名称 山口県
- 三 事務所の所在地 山口市滝町一番一―号
- 四 事業地の所在 下関市大字勝谷字堂田並びに大字田倉字橋ノ本、字大番ノ前、字中縄手、字赤頭、

字東中原及び字西中原並びに大字勝谷字阿ら安及び字金子並びに大字田倉字神ノ木地内

(三) 周南都市計画道路事業の施行

周南都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示(平成二十八年中国地方整備局告示第二十四号)があつたので、次のとおり公告します。

平成二十八年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
周南都市計画道路事業三・四・百六船戸三太線  
周南都市計画道路事業三・五・百十一川園線
- 二 施行者の名称 山口県
- 三 事務所の所在地 山口市滝町一番一―号
- 四 事業地の所在 光市大字浅江字大片、字鯨、字末長、字下鍛冶屋及び字池村並びに木園一丁目地内



山口県企業管理規程第二号

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程  
山口県工業用水道条例施行規程(昭和四十年山口県企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。  
第四条を削る。  
第五条中「別記第七号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条を第四条とする。

附則

この管理規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

第六条中「別記第八号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条を第五条とする。  
第七条中「別記第九号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条を第六条とする。  
第八条中「別記第十号様式」を「別記第六号様式」に改め、同条を第七条とする。  
第九条中「別記第十一号様式」を「別記第七号様式」に改め、同条を第八条とする。  
第十条を第九条とする。

第十一条中「別記第十二号様式」を「別記第八号様式」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十三条の二を第十三条とする。

第十四条中「別記第十三号様式」を「別記第九号様式」に改める。  
第十五条中「別記第十四号様式」を「別記第十号様式」に改める。

別記第三号様式から別記第六号様式までを削る。

別記第七号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」とし、  
「下記のとおり給水を受けたいので、山口県工業用水道条例第6条の規定により申し込みます。」を

「下記のとおり給水を受けたいので、山口県工業用水道条例第6条の規定により申し込みます。」

なお、条例第8条の規定による基本使用水量の変更(基本使用水量を減少するものに限る。)をする場合は、管理者が別に定めるところにより算出した額を負担します。

め、同様式を別記第九号様式とする。

別記第八号様式中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式の注中「別記第七号様式」を「別記第三号様式」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

別記第九号様式中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第十号様式中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を別記第六号様式とする。

別記第十一号様式中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を別記第七号様式とする。

別記第十二号様式中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を別記第八号様式とする。

別記第十三号様式の注を次のとおり改め、同様式を別記第九号様式とする。  
注 「種別」は、山口県工業用水道条例別表第2に掲げる種別により記入すること。

別記第十四号様式を別記第十号様式とする。

平成二十八年三月二十九日  
印刷發行

發行所

山口県知事  
山口市